

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 5 年 7 月 28 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

1 令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	3	2	0	1
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		3	2	0	1
	指導事項	出資・出捐団体	10	6	0	4
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	1	0	1	0
	計		12	7	1	5
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		2	2	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		18	12	1	5	

※「今回措置を講じたもの」については、令和5年7月3日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

指定管理者

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
株式会社技研サービス	地域スポーツ課	令和3年度事業報告書の収支決算について、会議室利用料24,680円を利用料金として過大に計上していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	<p>指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。なお、地域スポーツ課においては、団体への嚴重注意を行うとともに、対応が継続されているかを現地確認及びヒアリングにより定期的に確認する。</p> <p>指導を受け、令和3年度事業報告書の収支決算書を令和4年12月9日に修正提出した。</p> <p>発生原因として、利用料金額を収入金整理簿から集計用エクセルファイルに転記する際、担当者1名のみで作業をし、確認が不十分であったことに加え、入力後のファイルと通帳の入金額との突合を行っていなかったことが考えられる。</p> <p>今後は、利用料金額を収入金整理簿から集計用エクセルファイルに転記する際には、ファイル上の日計、月計、年度累計額の確認及び、通帳の入金額との突合を複数人で実施することで再発防止に努めることとした。また、定期的に担当者以外が各種資料の金額を突合する体制を構築する。</p>